

施行 令和 5 年 9 月 23 日

一般社団法人日本地球化学会  
庶務委員会に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の庶務委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(庶務委員会)

第 2 条 本会に庶務委員会を置く。

2 庶務委員会は、理事会及び幹事会の招集・開催、記録の作成・整理及び保管、表彰に関する事項、その他一般事務に関して、業務を適切に分担し、学会運営の円滑化を図ることを目的とする。

3 庶務委員会の委員長は、理事会で選任された庶務幹事が務める。

4 庶務委員会の委員は若干名とし、委員長が推薦し理事会で承認する。

(改廃)

第 3 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、令和 5 年 9 月 23 日より施行する。